

「ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による
地域住民等サービス向上事業業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による地域住民等サービス向上事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による地域住民等サービス向上事業業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、内閣府所管「地域未来交付金」に採択された事業である。本市では、地形図情報等に関する情報公開が不十分であるため、公開型 GIS 上において、過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる新たな機能を実装することで、インターネット上からこれらの情報を 24 時間 365 日、誰でも確認できる環境を整備し、地域住民等の利便性向上および地理情報の利活用促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「ICT 技術を活用したデジタルサービス実装による地域住民等サービス向上事業業務委託基本仕様書」に示すとおりとする。

(4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

【提案事項 1】土地利用等の変遷を可視化できる機能

過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる新たな機能において有効な提案をすること。

【提案事項 2】地理情報の有効活用

ユーザー目線に立った、新たに構築する機能の円滑な操作や利活用方法の周知など、地域住民等の幅広い利用促進につながる提案をすること。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）

2. 予算

委託料の見積もり限度額は、48,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	実施公告	令和8年4月1日(水)
(2)	質疑提出期限	令和8年4月10日(金)
(3)	質疑回答期限	令和8年4月16日(木) (市ホームページ掲載)
(4)	参加表明書提出期限	令和8年4月21日(火)
(5)	参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	令和8年4月24日(金)
(6)	技術提案書提出期限	令和8年5月18日(月)
(7)	技術提案書審査 (プレゼンテーション)	令和8年5月下旬予定※詳細は別途通知
(8)	プロポーザル審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 基本的要件

- ①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<プロポーザル参加のための確認書類> ※追加資料の提供を求める場合があります。

①商業登記履歴事項全部証明書
②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明 (その3の3) ※滞納がないことが確認できること
③財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書) ※最新1年分の決算数値がわかるもの
④印鑑登録証明書及び使用印鑑届 (様式任意)

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- ③地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ④会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- ⑤三田市暴力団排除条例 (平成24年条例第9号) 第2条第3号に該当しない者であること。

(2) 共同企業体要件

- ①共同企業体とは、事業者が JV やコンソーシアムを組成するものとし、協力事業者としての関係にあたる場合を除くものとする。
- ②単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、他の共同企業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ③1事業者が複数の共同企業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ④共同企業体により参加申込みをした後においては、当該共同企業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(3) その他要件

- ①過去10年以内（平成28年度から令和7年度）に、地形図作成及び公開型GIS構築業務の実績を有していること。
- ②配置予定管理技術者が以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・測量士
 - ・RCCM：都市計画部門

6. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書により下記(3)のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月10日(金) 16:30 必着

(3) 提出先

三田市都市整備部都市デザイン課都市政策係

メールアドレス：tosi@city.sanda.lg.jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「Σ」に置き換えています。

(4) 回答方法

市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、三田市からの回答期日は、令和8年4月16日(木)とする。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①参加表明書(様式1)	各1部
②会社概要(様式2、様式2の2)	
③業務実施体制(様式3)	
④業務予定者の経歴等(様式4)	
⑤業務予定者の業務実績(様式5)	

⑥ 5 (1) で示した書類 (三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ)	
--	--

※様式4の「管理技術者」は業務責任者を、「主任技術者」は業務主任者を指す。

(2) 留意事項

- ①業務実績及び業務予定者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ②記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、配置予定技術者とその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるものを添付すること。
- ④業務の一部を協力業者に再委託する場合は、業務実施体制（様式3）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。
- ⑤様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和8年4月21日（火）16：30 必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。（郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く開庁時間の間に持参すること。）

(5) 提出先

三田市都市整備部都市デザイン課都市政策係
（送付先等は「14. 問合せ先」を参照）

8. 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求められることができる。

その場合の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和8年4月24日（金）付の郵送で行い、併せて電子メールを送信する。

(3) その他

参加資格を有する者が4者以上あった場合は、本要領「11. 審査基準等」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

9. 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書(様式6)	各10部 (正本1部、副本9部)
②全体的な提案内容(様式7)	
③業務フロー・作業工程(様式7)	
④特定テーマに対する技術提案 (参考様式1-1、1-2)	
⑤見積書(任意様式)	1部

(2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ②様式7を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、業務の実施方針、業務フロー・作業工程の項目毎にA4用紙2枚若しくは、A3版1枚で提出することもできるものとする。
- ③本要領「1. 業務概要(4)」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつき指定様式4枚までとする。
※A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできるものとする。
- ④見積書には、仕様書等に記載された全ての業務の見積額を記載すること。また、予算額を超過しないよう留意すること。

※公開型GIS稼働後の保守・運用費用について

令和9年度から令和13年度まで(5年間)の公開型GIS利用に対するサポート等の運用に係る費用についても評価するものとする。なお、契約については、本プロポーザル受託会社への別契約を想定している。

(サポート内容の想定)

- (1) システム環境のバックアップ
- (2) 保守報告
- (3) 障害復旧対応
- (4) QAサポート
- (5) アクセスログ報告
- (6) データセットアップ

※受注者側でデータ編集を必要としないことを前提とし、発注者より貸与される shape データ等の保有GISデータのセットアップを年数回行うものとする。セットアップ後のレイヤ設定などは、発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 提出期限

令和8年5月18日(月) 16:30 必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く開庁時間の間に持参すること。)

(5) 提出先

三田市都市整備部都市デザイン課都市政策係
(送付先等は「14. 問合せ先」を参照)

10. プレゼンテーション

(1) 開催日時

令和8年5月下旬(予定) ※詳細は別途通知

(2) 場所

三田市役所庁舎内会議室(予定)

(3) 出席者

予定管理技術者を含め5人以内とする。

(4) その他

- ①プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは市において用意する。
- ②プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明25分、質疑応答25分とする。
- ④プレゼンテーションの際に、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、プレゼンテーション資料を10部用意し、当日のプレゼンテーションの場で配布するものとする。

11. 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (20点)	業務実績	配点は、①同種の実績※1がある場合、②類似の実績※2がある場合の順位で評価。	5点

	管理技術者の実績・能力	配点は、①同種の実績※1がある場合、②類似の実績※2がある場合の順位で評価。	5点
		専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことが期待できる業務担当予定技術者であるか。	5点
	本業務の推進体制	業務管理予定者を補佐する担当者を複数配置するなど、業務を実施するにあたって万全の体制として期待できるか。	5点

※1 同種の実績とは、土地利用等の変遷を可視化できる機能及び地形図作成・GIS構築業務の全てを一つの契約として実施したものをいう。

※2 類似の実績とは、土地利用の変遷を可視化できる機能、または地形図作成・GIS構築業務のいずれかを含む契約の実施をいう。

(2) 技術提案書を特定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
提案内容等 (10点)	全体的な提案内容	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	5点
	業務フロー・作業工程	業務手順や工程計画は、具体性・実現可能性があるものとなっているか。	5点
プレゼンテーション (10点)	説明力・コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案企画書を基に説明されているか。 ・説明がわかりやすく、かつ論理的で納得できる内容であるか。 ・業務担当者との議論、意思疎通が容易であるか。 	5点
	業務全般に関する知識力	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する応答が的確かつ迅速であるか ・システム構築分野全般に関する知識力があるか 	5点
特定テーマに対する企画提案 (40点)	土地利用等の変遷を可視化できる機能	過去から現在までの土地利用や地形の変遷を可視化できる有効な提案内容となっているか。	20点
	地理情報の有効活用	ユーザー目線に立った、新たに構築する機能の円滑な操作や利活用方法の周知など、地域住民等の幅広い利用促進につながる提案をすること。	20点
見積書 (20点)	見積金額 ①仕様書等に記載された全ての業務の見積額	最低見積金額÷貴社見積金額×5点とする。	10点

	見積金額 ②公開型 GIS 稼働後(5 年間)の保守・運用費用	最低見積金額 ÷ 貴社見積金額 × 10 点とする。	10 点
--	------------------------------------	-------------------------------	------

(3) その他

①技術提案者が1者のみである場合は、次のとおりとする。

契約の目的が十分に達成できると判断した場合は候補者として選定

②同評価の場合の優先項目は、次のとおりとする。

(1) 分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者

(2) 参加見積書の金額が低い者

(3) 分類「提案内容等」の合計得点が高い者

(4) 上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定

12. 技術提案書選定方法・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求められることができる。

回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13. その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。

(3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。

(4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。

(6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。

- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ①参加資格要件を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ③本要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ⑥本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14. 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所都市整備部都市デザイン課都市政策係

担当：多田

TEL：079-559-5118

Email：tosi@city.sanda.lg.jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「Σ」に置き換えています。